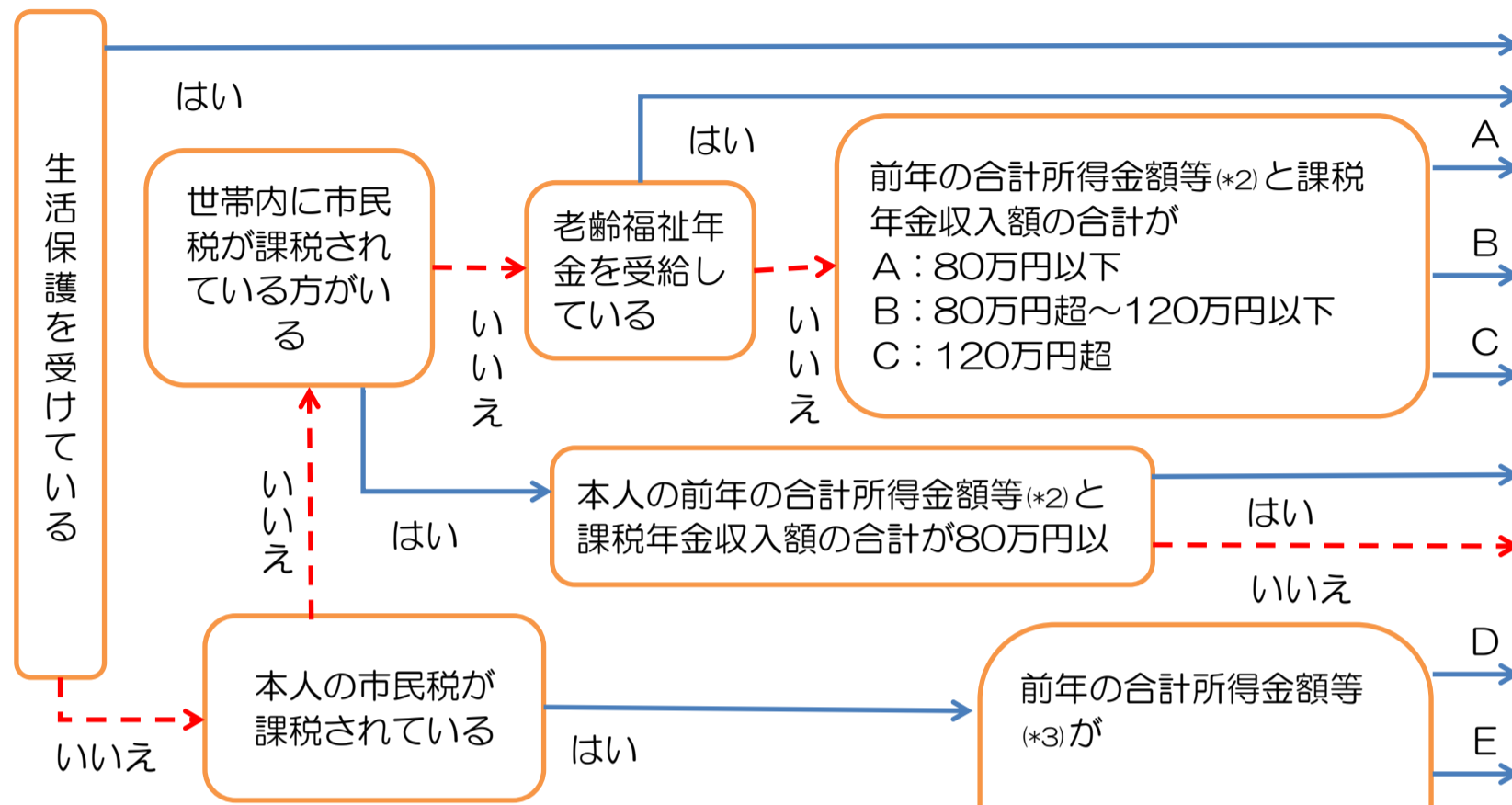


あなたの保険料段階は？（令和6年度～令和8年度）



前年の合計所得金額等(\*2)と課税年金収入額の合計が  
 A：80万円以下  
 B：80万円超～120万円以下  
 C：120万円超

本人の前年の合計所得金額等(\*2)と課税年金収入額の合計が80万円以下

前年の合計所得金額等(\*3)が

- D：120万円未満
- E：120万円以上～210万円未満
- F：210万円以上～320万円未満
- G：320万円以上～420万円未満
- H：420万円以上～520万円未満
- I：520万円以上～620万円未満
- J：620万円以上～720万円未満
- K：720万円以上～820万円未満
- L：820万円以上～920万円未満
- M：920万円以上～1020万円未満
- N：1020万円以上～1120万円未満
- O：1120万円以上

65歳以上の方の保険料は、市区町村で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、所得に応じてわかれています。

$$\text{基準額} = \frac{\text{令和6～8年度介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)}}{\text{志木市の65歳以上の人数}}$$

(\*1)合計所得金額とは、長期・短期譲渡所得がある場合、特別控除後の額となります。  
 (\*2)合計所得金額\*1から、公的年金等に係る雑所得を控除した額です。  
 (\*3)市民税非課税者(保険料段階第1～第5段階)で合計所得金額\*1に給与所得または公的年金等に係る雑所得がある場合、合計所得金額から10万円を控除した額です。

保険料段階	対象者	負担割合	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額等(*2)と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.26	17,800円
第2段階	本人が市民税非課税	・本人の前年の合計所得金額等(*2)と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.46
第3段階		・本人の前年の合計所得金額等(*2)と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額×0.67
第4段階	世帯課税	・本人の前年の合計所得金額等(*2)と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90
第5段階		・本人の前年の合計所得金額等(*2)と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額×1.00
第6段階	本人が市民税課税	・前年の合計所得金額等(*3)が120万円未満の人	基準額×1.20
第7段階		・前年の合計所得金額等(*3)が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30
第8段階		・前年の合計所得金額等(*3)が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50
第9段階		・前年の合計所得金額等(*3)が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70
第10段階		・前年の合計所得金額等(*3)が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90
第11段階		・前年の合計所得金額等(*3)が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10
第12段階		・前年の合計所得金額等(*3)が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30
第13段階	本人が市民税課税	・前年の合計所得金額等(*3)が720万円以上820万円未満の人	基準額×2.40
第14段階		・前年の合計所得金額等(*3)が820万円以上920万円未満の人	基準額×2.50
第15段階		・前年の合計所得金額等(*3)が920万円以上1020万円未満の人	基準額×2.60
第16段階		・前年の合計所得金額等(*3)が1020万円以上1120万円未満の人	基準額×2.70
第17段階		・前年の合計所得金額等(*3)が1120万円以上の人	基準額×2.80